

第3期新潟市障がい福祉計画素案

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の基本的理念および基本的考え方	2
	(1) 計画の基本的理念	2
	(2) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方	3
	(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	4
4	計画の期間および見直しの時期	6
5	新潟市における障がい者を取り巻く現状	6
	(1) 障がい者数推移	6
	(2) 障害福祉サービス利用状況	7
	(3) 新潟市内におけるサービス基盤整備状況	10
6	平成26年度の数値目標	12
	(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	12
	(2) 福祉施設から一般就労への移行等	13
	(3) 就労移行支援事業の利用者数	14
	(4) 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合	15
	(5) 数値目標を達成するための対応	16
7	各年度におけるサービス見込み量とその確保のための方策	17
	(1) 指定障害福祉サービス	17
	(2) 相談支援	21
	(3) 地域生活支援事業	22
	(4) 各年度におけるサービス見込み量一覧表	26
	(5) サービス見込み量確保のための方策	29
8	計画の達成状況の点検および評価	29
資料編		
1	計画策定関係資料	
	(1) 計画策定経過	30
	(2) 新潟市障がい者施策推進協議会条例	30
	(3) 新潟市障がい者施策推進協議会委員名簿	30
2	障害者自立支援法（抜粋）	31

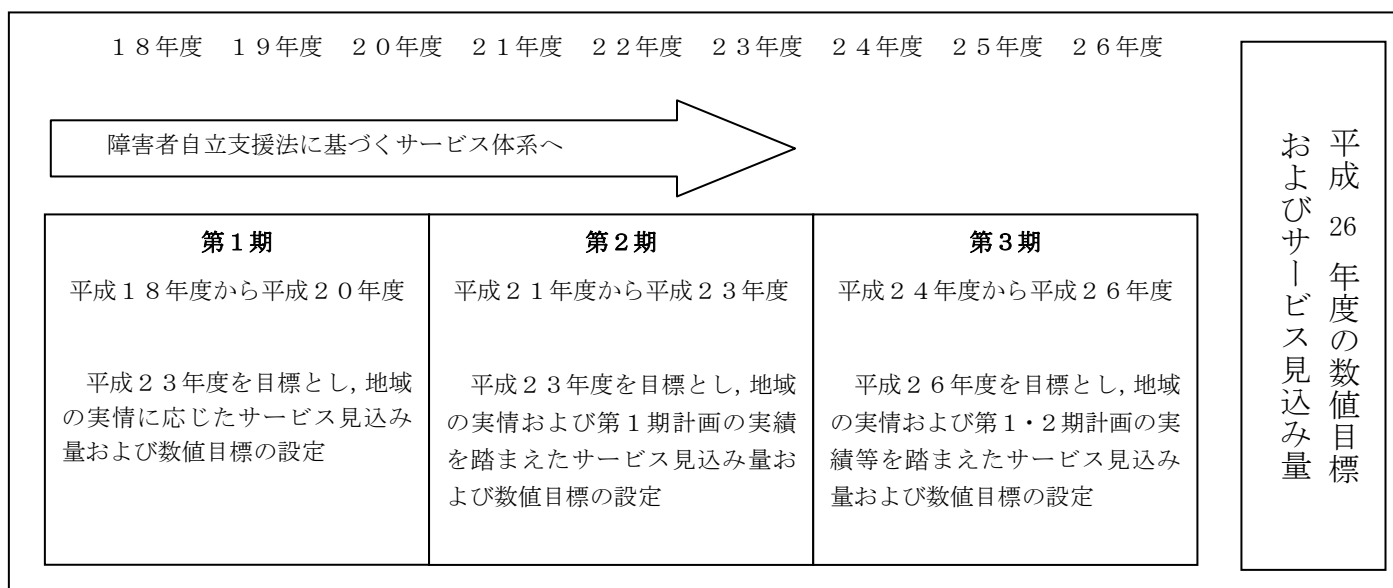
1 計画策定の趣旨

平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、身体、知的、精神の「三障がい」のサービスの一元化や、障がい福祉サービス体系の再編が行われました。また、障がい者が地域で自立した生活を営めるよう、入所施設からの地域生活への移行や、入院中の精神障がい者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行などの就労支援体制の強化、そして、相談支援体制の強化が図られています。

あわせて、障がい者が必要なサービスを安定的に利用できるよう、サービス提供体制を計画的に整備することを目的として、各種サービスの見込み量や数値目標を明記した障がい福祉計画を策定することが、市町村および都道府県に求められています。

そこで、新潟市では平成18年度に、国の基本指針（「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」平成18年厚生労働省告示395号）に基づき、第1期新潟市障がい福祉計画を策定し、平成23年度の数値目標および平成18年度から平成20年度までの3年間のサービス見込み量を設定し、平成21年1月に国の基本指針が改正されたことから、第1期計画の実績を踏まえ、平成21年度から平成23年度までのサービス見込み量などを設定した第2期障がい福祉計画を策定しました。

第3期障がい福祉計画については、これまでの取組を更に推進するものとなるよう、これまでの実績を踏まえ、新潟市として地域の特性を考慮しながら平成24年度から平成26年度までのサービス見込量などを設定し策定しました。



2 計画の位置づけ

「この第3期障がい福祉計画は、障害者自立支援法第88条第1項の規定に基づき、「市町村障害福祉計画」であり、第1・2期計画の実績や新潟市の地域特性を踏まえて策定したものです。

また、この計画は「新・新潟市総合計画」や「新潟市障がい者計画」とも整合性のあるものとなっています。

3 計画の基本的理念および基本的考え方

この計画の基本的理念およびサービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方については、国の基本指針等に基づき、次のとおりとします。

(1) 計画の基本的理念

障がい者の自己決定と自己選択の尊重

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者が必要な障害福祉サービスなどの支援を受けつつ、社会の対等な構成員としての障がい者の自立と社会参加・参画の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスおよび相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

三障がいの制度の一元化

従来、「身体障がい」、「知的障がい」および「精神障がい」と障がい種別ごとに分かれていた制度が一元化されたことにより、サービスの充実を図るとともに、どの地域でも同じようにサービスを受けられる体制づくりに努めます。

地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の自立支援の観点から、障がい者の生活を地域全体で支える体制を整えるため、地域の社会資源を最大限に活用するとともに、身近な地域におけるサービス拠点づくりやNPO法人等によるサービスの提供などの社会資源の開発に努めることにより、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制の整備を進めます。

(2) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

訪問サービスの確保

訪問サービス（居宅介護など）の充実を図り、必要な訪問サービスの確保を進めます。

日中活動の場の確保

障がい者が希望する日中活動の場（生活介護，就労移行支援，就労継続支援，地域活動支援センターなどのサービス提供の場）を確保することを進めます。

グループホーム等の充実を図り，入所から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助）およびケアホーム（共同生活介護）の充実を図るとともに，自立訓練事業等の推進により，入所等（施設入所または入院）から地域生活への移行を進めます。

あわせて，障がいのある人の住環境確保にかかる，グループホーム・ケアホーム・施設入所支援などさまざまなニーズについて把握し，適切な対応を検討していきます。

福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業や就労継続支援事業等の推進，地域活動支援センターの整備などを進めることにより，障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに，福祉施設における雇用・就労の場を拡大します。

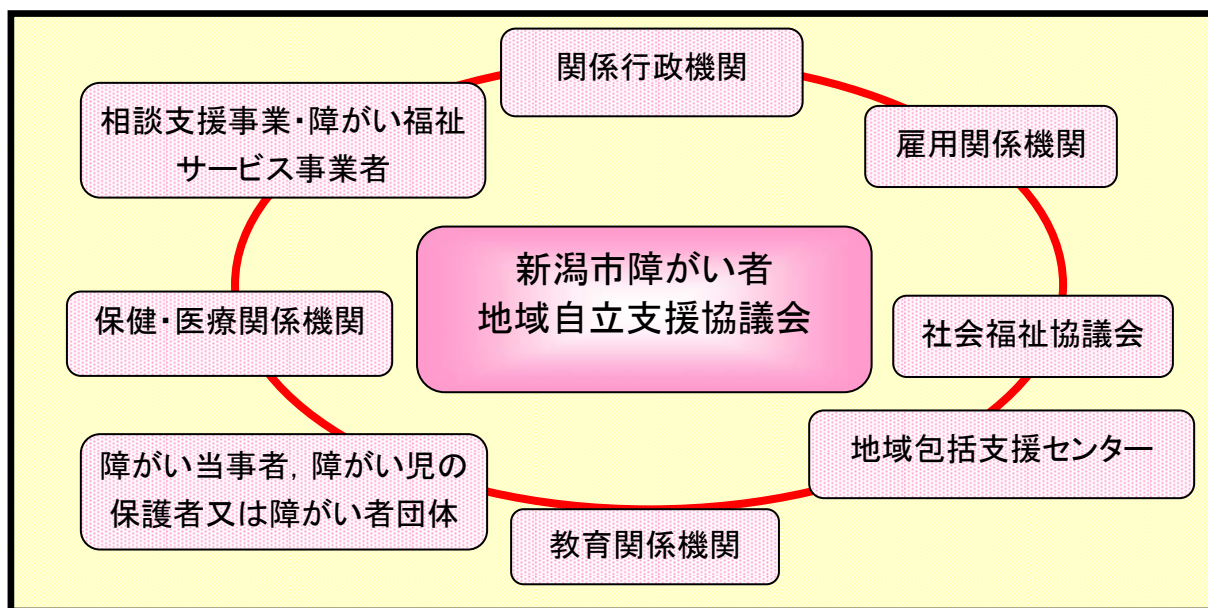
(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい者が地域で自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、現在、相談支援事業者や関係機関等で構成する「新潟市障がい者地域自立支援協議会」において、支援機関等によるネットワークの構築とその活用により、処遇困難事例への支援の調整や改善などの作業が行われています。

この地域自立支援協議会には、こうした作業の過程で明らかになった地域でのサービス提供のあり方などの課題整理を行い、障害福祉サービスを担う社会資源の開発や改善、さらには、施策提案や専門的助言などの役割が期待されており、障がい者が安心して地域で自立した生活を営むことができるよう、自立支援協議会の機能を強化し、サービスの提供体制の整備と適切な利用を支える相談支援体制の充実を図ります。

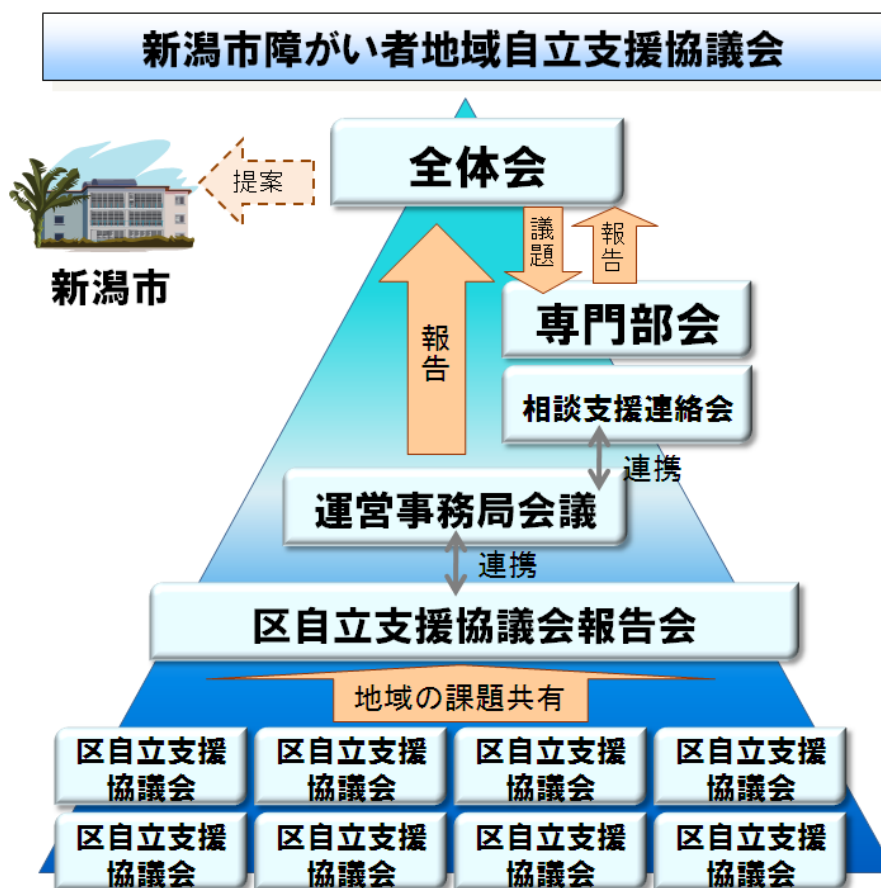
また、障がい福祉計画を定めたり、変更する場合には、あらかじめ自立支援協議会の意見を聴くように努めています。

新潟市障がい者地域自立支援協議会の概要



地域の関係機関によるネットワークを構築し、関係者が抱える処遇困難事例への対応のあり方について検討し、サービス提供等を調整します。また、事例を通じて浮き彫りとなる地域課題について、関係機関が持っている情報を共有しながら協議を行い、障害福祉サービスに関する社会資源の開発、改善を図ります。

《 組 織 図 》



■ 各会議の役割等

会議種類	開催状況	主な役割	内容
①全体会	年2回	・協議会総括 ・施策提言	・協議会活動の実績の把握 ・全体の意思確認 ・市への施策提案
②運営事務局会議	2ヶ月に1回	・協議会の事務局	・協議会を円滑に運営するための協議・調整 ・全体会での議題等の整理
③区自立支援協議会報告会	3ヶ月に1回	・各区の課題の情報共有	・地域課題の共有・分析
④区自立支援会議	3ヶ月に1回	・地域課題の把握	・個別支援会議 ・役割分担確認 ・地域の課題の把握
⑤専門部会	2ヶ月に1回	・分野別に改善案を提言	・課題解決のための研究 ・具体的な結果を報告

4 計画の期間および見直しの時期

この第3期計画の期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。
ただし、障害者総合福祉法（仮称）が平成25年8月までに施行される予定となっていることから、計画期間中に計画を見直すことがあります。

5 新潟市における障がい者を取り巻く状況

(1) 障がい者数推移

手帳所持者の状況等については、「第2次新潟市障がい者計画素案」の「第1部 総論 7 新潟市における障がい者の状況」を参照してください。

(2) 障害福祉サービス利用状況

旧体系サービス（経過措置）	単位	20年度	21年度	22年度
入所型施設	利用人員	616	376	191
日中活動系（旧入所）	人日分	12,650	8,272	4,353
居住系（旧入所）	人日分	18,726	11,431	5,647
通所型施設	利用人員	633	480	430
日中活動系（旧通所）	人日分	13,926	10,560	9,660

介護給付	単位	20年度	21年度	22年度
居宅介護	時間分	15,987	19,101	22,354
行動援護	時間分	542	595	803
重度訪問介護	時間分	3,165	4,738	5,610
重度障がい者等包括支援	時間分	0	0	0
児童デイサービス	人日分	186	278	273
短期入所	人日分	1,117	1,205	1,393
生活介護	人日分	6,380	10,664	16,206
療養介護	人分	24	25	25
共同生活介護	人分	110	129	133
施設入所支援	人分	125	245	432

訓練等給付	単位	20年度	21年度	22年度
共同生活援助	人分	75	74	86
就労移行支援	人日分	1,100	1,554	1,562
就労継続支援（A型）	人日分	66	438	661
就労継続支援（B型）	人日分	8,052	9,871	11,334
自立訓練（機能訓練）	人日分	0	20	21
自立訓練（生活訓練）	人日分	220	458	507
自立訓練（宿泊型生活訓練）	人	0	0	0

相談支援	単位	20年度	21年度	22年度
サービス利用計画作成	人	21	22	33

地域生活支援事業		単位	20年度	21年度	22年度
相談支援事業					
相談支援事業					
	障がい者相談支援事業	箇所	8	8	9
	地域自立支援協議会	箇所	1	1	1
	障がい児療育支援事業	箇所	1	1	1
	市町村相談支援機能強化事業	箇所	3	3	4
	住宅入居等支援事業	箇所	8	8	9
	成年後見制度利用支援事業	箇所	8	9	9
コミュニケーション支援事業		人	1,742	1,681	1,545
日常生活用具給付等事業					
	介護訓練支援用具	件	52	44	78
	自立生活支援用具	件	159	140	190
	在宅療養等支援用具	件	256	306	271
	情報・意思疎通支援用具	件	168	150	206
	排せつ管理支援用具	件	11,471	10,202	11,703
		実人員	1,054	1,130	1,205
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	24	21	33
移動支援事業		箇所	62	64	69
		人	815	887	932
		延時間	96,423	101,536	109,423
地域活動支援センター					
基礎的事業		箇所	22	26	28
		利用見込	533	710	681
機能強化事業		箇所	19	21	20
発達障がい支援センター運営事業		箇所	0	1	1
その他事業					
日中一時支援事業		人日分	14,435	14,145	16,521
生活サポート事業		延時間	674	467	161
訪問入浴サービス事業		人	56	45	52
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業		件	408	602	1,624
福祉ホーム事業		箇所	2	2	2
		利用見込	14	20	20
障がい者ITサポートセンター		箇所	1	1	1

地域生活支援事業		単位	20年度	21年度	22年度
その他の事業					
手話奉仕員等養成研修事業					
	手話奉仕員養成研修	人	98	132	143
	要約筆記奉仕員養成研修	人	52	105	120

※単位「人日分」＝「月間の利用人員」×「1人1ヶ月あたりの平均利用日数」

※旧体系サービス，介護給付，訓練等給付，相談支援は3月分実績，地域生活支援事業は，利用量等は年間実績であり，箇所数は年度末実績。

(3) 新潟市内におけるサービス基盤整備状況

(平成23年4月1日現在)

① 訪問系サービス（居宅介護，行動援護，重度訪問介護，重度障がい者等包括支援）

居宅介護，行動援護， 重度訪問介護	北区	5	秋葉区	6
	東区	13	南区	1
	中央区	26	西区	16
	江南区	4	西蒲区	4
重度包括障がい者等支援	東区	1		

※事業所所在地区別箇所数。サービス提供地域を複数区としている事業所も多数あります。

② 日中活動系サービス

		箇所数	定員（人）
サ ー ビ ス 新 体 系	生活介護	28	767
	就労継続支援B型	37	706
	就労移行支援	12	123
	地域活動支援センター	30	559
サ ー ビ ス 旧 体 系	身体障害者通所授産施設	1	20
	知的障害者通所更生施設	1	30
	知的障害者通所授産施設	3	150
	小規模作業所・通所型グループホーム	3	30

③ 居住系（施設系）サービス（施設入所支援，旧体系入所施設）

		箇所数	定員(人)
新体系サービス	施設入所支援	9	460
旧体系サービス	肢体不自由者更生施設	1	30
	精神障害者生活訓練施設	4	80
	精神障害者福祉ホームB型	2	60

④ グループホーム、ケアホーム、福祉ホーム

	箇所数	定員(人)	
グループホーム、ケアホーム	40	214	
	(内訳)		
	北区		4
	東区		7
	中央区		3
	江南区		1
	秋葉区		4
	南区		4
西区	12		
西蒲区	5		
福祉ホーム(精神)	2 (内訳:北区1箇所,東区1箇所)	20	

⑤ 移動支援

北区	4	秋葉区	4
東区	11	南区	1
中央区	15	西区	10
江南区	3	西蒲区	4

※事業所所在地区別箇所数。サービス提供地域を複数区としている事業所も多数あります。

⑥ 相談支援体制

	相談支援事業 地域療育等支援事業	地域活動支援センターⅢ型(機能強化型)	身体障がい者・知的障がい者相談員
北区	1箇所	なし	7名
東区	1箇所	5箇所	13名
中央区	3箇所	3箇所	12名
江南区	1箇所	1箇所	6名
秋葉区	1箇所	1箇所	8名
南区	1箇所	1箇所	7名
西区	1箇所	4箇所	12名
西蒲区	1箇所	なし	6名

6 平成26年度の数値目標

施設入所からの地域移行および福祉施設からの一般就労への移行、就労移行支援事業の利用者数、就労継続支援（A型）事業の利用者の割合について、国の基本指針等に基づき、平成26年度における数値目標を次のとおり設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
基準の施設入所者数	630人	平成17年10月の施設入所者数です。
【目標値】 地域生活移行者数	189人 (30%)	上記のうち、平成26年度末までにグループホーム・ケアホーム等への地域生活移行者数の目標です。

【数値目標】

- 平成26年度末までに、平成17年10月現在の施設入所者の30%（189人）が地域生活に移行することを目指します。
- 本市における施設入所待機者は、平成23年11月現在で169人いることから、削減見込みについての目標値の設定はせず、平成26年度までの3年間においては、待機者数の解消を目指します。

【実績の状況】

○入所施設から地域生活への移行者数

	20年度まで	21年度まで	22年度まで
入所施設の入所者の地域生活への移行者数	56人	68人	76人

○施設入所者数の削減

		20年度	21年度	22年度
施設入所者数の削減	施設入所者数	624人	624人	625人
	削減数	6人	6人	5人

- 地域移行は着実に進んでいますが、施設入所希望待機者が多数いたことから、入所者数の削減は進んでいません。

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値	考え方
基準の年間一般就労移行者数	18人	平成17年度において福祉施設等を退所し、一般就労した者の数です。
【目標値】平成26年度の年間一般就労移行者数	72人 (4倍)	平成26年度において福祉施設等を退所し、一般就労する者の数です。 平成17年度の4倍を目標とします。

【数値目標】

- 平成26年度に福祉施設等から一般就労に移行する人を、平成17年度の一般就労移行者数18名の4倍(72人)にすることを目指します。

【実績の状況】

	20年度	21年度	22年度
福祉施設から一般就労への移行者数	31人	37人	44人

- 平成22年度の年間一般就労移行者数は、平成17年度実績に対して26人増となっており、少しずつではありますが増加しています。

(3) 就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	考え方
平成26年度末の福祉施設利用者数(※)	2,578人	平成26年度末において福祉施設を利用する者の数です。(見込み)
【目標値】平成26年度末の就労移行支援事業の利用者数	181人 (7.0%)	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する者の数です。(見込み)

※福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）をいいます。

【数値目標】

○平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、7%以上の者が就労移行支援事業を利用することを目指します。

【実績の状況】

		20年度	21年度	22年度
就労移行支援事業の利用者数	福祉施設利用者数	719人	1,230人	1,528人
	就労移行支援利用者数	50人 (7.0%)	82人 (6.7%)	82人 (5.4%)

(4) 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

項目	数値	考え方
平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者（a）	80人	平成26年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する者の数です。（見込み）
平成26年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者	914人	平成26年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する者の数です。（見込み）
平成26年度末の就労継続支援（A型+B型）事業の利用者（b）	994人	平成26年度末において就労継続支援（A型+B型）事業を利用する者の数です。（見込み）
【目標値】目標年度の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合（a）／（b）	8%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する者の割合です。

【数値目標】

○平成26年度末において就労継続支援事業（A型またはB型）を利用する者のうち、8%以上の者が就労継続支援（A型）事業を利用することを目指します。

【実績の状況】

		20年度	21年度	22年度
就労移行支援事業の利用者数	就労継続支援（A型）事業の利用者（a）	3人	25人	34人
	就労継続支援（B型）事業の利用者	366人	518人	586人
	就労継続支援（A型+B型）事業の利用者（b）	369人	543人	620人
	就労継続支援（A型）事業の利用者の割合（a）／（b）	0.8%	4.6%	5.5%

(5) 数値目標を達成するための対応

- ①福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する対応
- 施設入所待機者の解消に向けた検討委員会を設置し、施設整備などについて継続的に検討を行います。
 - 地域生活を送る上での受け皿づくりとして、グループホーム・ケアホームや整備を促進するなど、居住の場の確保に努めます。
 - グループホーム・ケアホームの整備については、年50人分の定員増を目標として、サービス事業者等と具体的な対応について検討をしていきます。
 - 特別支援学校卒業生の進路の把握に努めながら、不足する施設整備を促進するとともに、地域で障がい者が安心して過ごせるよう、日中の活動場所となる日中活動系サービスの質の充実を図り、障がい者の就労・雇用支援機関と連携し、就労の促進に努めます。
 - 地域生活への移行に向けた相談や、地域で利用する福祉サービスの調整を行うなど、円滑な移行を支えるコーディネート機能の充実を努めます。
 - 地域で自立した生活をバックアップするものとして、日常の困りごとから、専門的な対応を必要とする相談まで、多様な相談支援ができるよう、関係者との連携も含め体制の整備を進めます。
 - グループホームでの生活を体験することで、地域での自立生活を促す意識づくりを支援します。
 - 地域社会における障がい者への理解不足などにより、グループホームやケアホーム等の居住の場の確保を困難にしている場合もあることから、障がいや障がい者への正しい理解の促進に努めます。
- ②福祉施設から一般就労などへの就労移行に関する対応
- 関係機関と連携体制を構築し、障がい特性に応じた職業訓練を行うとともに、職業訓練を実施する施設職員を対象とした支援スキル向上のための研修の充実を図り、障がい者の職業能力・社会適応能力の向上に取り組みます。
 - 障がい者の就労機会を拡大するため、企業に対し、障がい特性や障がい者の就労能力について、関係機関と連携し、正しい理解の促進に努めます。
 - 就労後の職場定着支援を図るため、就労面のみならず、生活面についても一体的・継続的にフォローアップを進めます。
 - 障がい者を多数雇用している企業に対し、優先的に市が発注を行うことで、障がい者の安定した雇用につなげます。また、授産作業を行う施設などへ、市の簡易な作業を委託し、工賃の引き上げを図ります。
 - 特別支援学校卒業生の進路を把握しながら就労支援施設の整備に努めます。

7 各年度におけるサービス見込み量とその確保のための方策

(1) 指定障害福祉サービス

【訪問系サービス】

障がい者の増加傾向とともに、訪問系サービスの利用は伸びています。サービス提供地域を複数区としている事業所も多くあるものの、8つの行政区の間で事業所の偏在がみられ、地域バランスのとれた事業所の確保や、障がい特性に精通したヘルパーの養成機会（研修等）の充実を図る必要があります。

①居宅介護（介護給付）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や家事の援助などを行います。

	単位	24年度	25年度	26年度
居宅介護	時間分(月)	29,910	33,495	36,854
	人分(月)	926	1,037	1,141

②行動援護（介護給付）

知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難がある人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な支援、外出時における移動中の介護などを行います。

	単位	24年度	25年度	26年度
行動援護	時間分(月)	961	979	997
	人分(月)	54	55	56

③同行援護（介護給付）

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、その障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の支援などを行います。

	単位	24年度	25年度	26年度
同行援護	時間分(月)	2,213	2,326	2,445
	人分(月)	151	157	163

④重度訪問介護（介護給付）

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護および外出時における移動中の介護などを総合的に行います。

	単位	24年度	25年度	26年度
重度訪問介護	時間分(月)	6,284	6,598	6,598
	人分(月)	20	21	21

⑤重度障がい者等包括支援（介護給付）

介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

	単位	24年度	25年度	26年度
重度障がい者等 包括支援	時間分(月)	372	372	372
	人分(月)	1	1	1

【日中活動系サービス】

日中活動系サービスの利用は伸びており、また、個別支援計画の活用などにより、サービスの質的向上も図られています。今後も利用者の特性に応じたサービス提供体制整備の支援を行うとともに、参入が進んでいない就労継続支援A型などを行う事業者の確保を図る必要があります。

①短期入所（介護給付）

自宅で介護する人が病気の場合などに、障がいのある人を施設で短期間、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の支援を行います。

	単位	24年度	25年度	26年度
短期入所	人日分(月)	1,640	1,736	1,808
	人分(月)	205	217	226

②生活介護（介護給付）

常に介護を必要とする人に、日中の入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

	単位	24年度	25年度	26年度
生活介護	人日分(月)	27,148	28,490	29,612
	人分(月)	1,234	1,295	1,346

③療養介護（介護給付）

常に医療と介護を必要とする人に、医療機関で、機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の支援を行います。

	単位	24年度	25年度	26年度
療養介護	人分(月)	109	109	109

④就労移行支援（訓練等給付）

一般企業等での就労を希望する人に対し、一定期間の支援計画に基づいて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、適性に応じた職場の開拓や就労後の職場への定着のために必要な支援を行います。

	単位	24年度	25年度	26年度
就労移行支援	人日分(月)	2,618	3,080	3,982
	人分(月)	119	140	181

⑤就労継続支援A型（訓練等給付）

通常の事業所での雇用が困難な人に対し、雇用契約に基づき働く場を提供するとともに、一般就労へ向け知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

	単位	24年度	25年度	26年度
就労継続支援A型	人日分(月)	1,210	1,430	1,760
	人分(月)	55	65	80

⑥就労継続支援B型（訓練等給付）

通常の事業所での雇用が困難な人に対し、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

	単位	24年度	25年度	26年度
就労継続支援B型	人日分(月)	19,118	19,602	20,108
	人分(月)	869	891	914

⑦自立訓練〔機能訓練〕（訓練等給付）

身体障がいのある人に対し、地域で自立した生活ができるよう、一定期間の支援計画に基づいて、身体機能の向上のための訓練を行います。

	単位	24年度	25年度	26年度
自立訓練（機能訓練）	人日分(月)	22	22	22
	人分(月)	1	1	1

⑧自立訓練〔生活訓練〕（訓練等給付）

知的障がいや精神障がいのある人に対し、地域で自立した生活ができるよう、一定期間の支援計画に基づいて、生活能力向上のための訓練を行います。

	単位	24年度	25年度	26年度
自立訓練（生活訓練）	人日分(月)	858	1,034	1,232
	人分(月)	39	47	56

【居住系サービス】

共同生活介護（ケアホーム）・共同生活援助（グループホーム）については、施設・病院からの地域移行の受け皿となるものであることから、さらに整備を進めていく必要があります。併せて施設入所支援についても、必要なサービスの確保に努めます。

①施設入所支援（介護給付）

施設で夜間等における入浴，排せつ，食事等の介護を行います。

	単位	24年度	25年度	26年度
施設入所支援	人分（月）	630	630	630

②共同生活介護〔ケアホーム〕（介護給付）

地域で共同生活を行う住居で、夜間等における入浴，排せつおよび食事等の介護，調理，洗濯および掃除等の家事，生活等に関する相談および助言，就労先その他関係機関との連絡，その他の必要な日常生活上の世話をを行います。

	単位	24年度	25年度	26年度
共同生活介護	人分（月）	175	205	235

③共同生活援助〔グループホーム〕（訓練等給付）

地域で共同生活を行う住居で、夜間等における日常生活上の援助および相談を行います。

	単位	24年度	25年度	26年度
共同生活援助	人分（月）	114	134	154

(2) 相談支援

①計画相談支援（サービス利用計画作成）

障害福祉サービス等を利用する全ての障がい者（児）に対し、障がい者（児）の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援するため、サービス利用計画を作成します。

（これまで、地域移行や単身生活者等で福祉サービスの利用について調整が困難な人に対しサービス利用計画を作成し連絡調整を行って来ました。今後の実施に当たっては、相談支援の提供体制が必要となるため、平成24年度から段階的に拡大し、平成26年までに全ての対象者に実施します。）

	単位	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	人（月）	197	392	589

②地域相談支援（地域移行支援）

障害者支援施設や児童福祉施設に入所、または、精神科病院に入院している障がい者に対し、住居の確保その他地域における生活に移行するための計画作成や活動に関する相談、また、障害福祉サービス事業所への同行支援等を行います。

	単位	24年度	25年度	26年度
地域移行支援	人（月）	14	14	14

③地域相談支援（地域定着支援）

施設や病院からの退所・退院や、家族との同居から一人暮らしに移行した人、また、地域生活が不安定な人などに対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性によって生じた緊急の事態に対しては速やかに駆けつけられる体制を確保し支援します。

	単位	24年度	25年度	26年度
地域定着支援	人（月）	16	20	24

(3) 地域生活支援事業

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、多様な事業を実施するとともに、その充実を図っています。とりわけ障害者自立支援法で強化されることとなった相談支援事業については、地域自立支援協議会の機能の充実と併せて、障がい者相談支援事業を各区で展開します。

①相談支援事業

障がい者や介護者の相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、障がい者の権利擁護のために必要な援助を行います。

	単位	24年度	25年度	26年度
障がい者相談支援事業	箇所	9	9	9
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有
障がい児等療育支援事業	箇所	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業（障がい者相談支援事業の中で行います。）	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業（障がい者相談支援事業の中で行います。）	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業（障がい者相談支援事業の中で行います。）	実施の有無	有	有	有

②コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能に障がいのある人に対し、手話奉仕員および要約筆記奉仕員を派遣するとともに、区役所等に手話通訳者を設置し、意思疎通が図れるよう支援します。また、視覚に障がいのある人に対し、点訳、音声訳による支援を行います。

	単位	24年度	25年度	26年度
手話通訳者設置事業	人（年）	11	11	11
手話奉仕員・要約筆記奉仕員派遣事業	派遣延べ人数（年）	1,673	1,737	1,801

③日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある人に、下記の用具について給付を行います。

	単位	24年度	25年度	26年度
介護訓練支援用具	件(年)	55	55	55
自立生活支援用具	件(年)	215	230	244
在宅療養等支援用具	件(年)	267	271	275
情報・意思疎通支援用具	件(年)	228	248	267
排泄管理支援用具	件(年)	12,755	13,076	13,397
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件(年)	51	59	66

④移動支援事業

屋外での移動が困難な人に対し、外出のための支援を行います。

	単位	24年度	25年度	26年度
移動支援事業	人(年)	757	783	811
	延時間(年)	91,064	95,707	100,584

⑤地域活動支援センター

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う地域活動支援センターに対する運営費補助を行い、障がい者の地域生活の支援を促進します。

	単位	24年度	25年度	26年度
基礎的事業(自市分)	箇所	36	38	40
	人(年)	751	781	811
基礎的事業(他市町村分)	箇所	2	2	2
	人(年)	17	17	17
機能強化事業(自市分)	箇所	28	31	34
	人(年)	675	720	765
機能強化事業(他市町村分)	箇所	2	2	2
	人(年)	17	17	17

⑥発達障がい支援センター運営事業

発達障がい者支援の拠点として、発達障がいのある人やその家族に対する支援を総合的に行います。

	単位	24年度	25年度	26年度
発達障がい支援センター運営事業	箇所	1	1	1

⑦その他の支援事業

○日中一時支援事業

自宅で介護する人が病気の場合などに、障がいのある人を日中、施設で一時的に預かり介護します。

	単位	24年度	25年度	26年度
日中一時支援事業	日分(年)	20,608	23,369	26,500

○生活サポート事業

介護給付支給決定者以外の人に対し、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、地域での自立した生活の推進を図ります。

	単位	24年度	25年度	26年度
生活サポート事業	延時間(年)	240	240	240

○訪問入浴サービス事業

重度の身体障がいのある人に対し、訪問により入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

	単位	24年度	25年度	26年度
訪問入浴サービス事業	人(年)	56	60	64

○更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

施設に入所、通所して身体機能や生活能力の向上のための訓練を受けている人や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を受けている人に対して、訓練に必要な経費等を支給して、社会復帰の促進を図ります。

	単位	24年度	25年度	26年度
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	件(年)	2,318	2,758	3,282

○福祉ホーム事業

住居を求めている障がい者に対し、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、自立した日常生活・社会生活に必要な支援を行います。

	単位	24年度	25年度	26年度
福祉ホーム事業	箇所	2	2	2
	人(年)	20	20	20

○障がい者ITサポート事業

障がい者が情報技術(IT)機器を使って、活動の幅を広げられるよう、障がいに応じた支援機器の選択や、利用方法などについて相談支援を行います。

	単位	24年度	25年度	26年度
障がい者ITサポートセンター	箇所	1	1	1

○手話奉仕員等養成研修事業

聴覚障がい者等の交流活動の推進を図り、意思疎通のための情報支援者として、聴覚障がい者等福祉に理解と熱意を有する者を養成します。

手話奉仕員等養成研修事業	単位	24年度	25年度	26年度
手話奉仕員養成研修	登録者数(人)	151	156	161
要約筆記奉仕員養成研修	登録者数(人)	140	150	160

(4) 各年度におけるサービス見込み量一覧表

各年度におけるサービス見込み量一覧表

サービス種別		単位	24年度	25年度	26年度	
指定障害福祉サービス	訪問系サービス	居宅介護	時間分(月)	29,910	33,495	36,854
			人分(月)	926	1,037	1,141
		行動援護	時間分(月)	961	979	997
			人分(月)	54	55	56
		同行援護	時間分(月)	2,213	2,326	2,445
			人分(月)	151	157	163
	重度訪問介護	時間分(月)	6,284	6,598	6,598	
		人分(月)	20	21	21	
	重度障がい者等包括支援	時間分(月)	372	372	372	
		人分(月)	1	1	1	
	日中活動系サービス	短期入所	人日分(月)	1,640	1,736	1,808
			人分(月)	205	217	226
		生活介護	人日分(月)	27,148	28,490	29,612
			人分(月)	1,234	1,295	1,346
		療養介護	人分(月)	109	109	109
		就労移行支援	人日分(月)	2,618	3,080	3,982
			人分	119	140	181
		就労継続支援A型	人日分(月)	1,210	1,430	1,760
人分(月)			55	65	80	
就労継続支援B型		人日分(月)	19,118	19,602	20,108	
		人分(月)	869	891	914	
自立訓練(機能訓練)		人日分(月)	22	22	22	
	人分(月)	1	1	1		
自立訓練(生活訓練)	人日分(月)	858	1,034	1,232		
	人分(月)	39	47	56		
居住系サービス	施設入所支援	人分(月)	630	630	630	
	共同生活介護(ケアホーム)	人分(月)	175	205	235	
	共同生活援助(グループホーム)	人分(月)	114	134	154	

※単位「人日分」＝「月間の利用人員」×「1人1ヶ月あたりの平均利用日数(通所系=22日)」

※指定障害福祉サービスは月間の見込み量

各年度におけるサービス見込み量一覧表

サービス種別		単位	24年度	25年度	26年度	
相談支援	計画相談支援	人(月)	197	392	589	
	地域移行支援	人(月)	14	14	14	
	地域定着支援	人(月)	16	20	24	
地域生活支援事業	相談支援事業	障がい者等相談支援事業	箇所	9	9	9
		地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有
		障がい児等療育支援事業	箇所	1	1	1
		市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
		住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
		成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有
	オンライン支援事業 コミュニケーション	手話通訳者設置事業	人(年)	11	11	11
		手話奉仕員・要約筆記奉仕員派遣事業	派遣延べ人数(年)	1,673	1,737	1,801
	日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具	件(年)	55	55	55
		自立生活支援用具	件(年)	215	230	244
		在宅療養等支援用具	件(年)	267	271	275
		情報・意思疎通支援用具	件(年)	228	248	267
		排泄管理支援用具	件(年)	12,755	13,076	13,397
		居住生活動作補助用具(住宅改修費)	件(年)	51	59	66
	移動支援事業		人(年)	757	783	811
		移動支援事業	延時間(年)	91,064	95,707	100,584

※指定障害福祉サービス、相談支援は月間の見込み量。地域生活支援事業は年間の見込み量

各年度におけるサービス見込み量一覧表

サービス種別		単位	24年度	25年度	26年度		
地域生活支援事業	地域活動支援センター事業	基礎的事業（自市分）	箇所	36	38	40	
			人（年）	751	781	811	
		基礎的事業（他市町村分）	箇所	2	2	2	
			人（年）	17	17	17	
		機能強化事業（自市分）	箇所	28	31	34	
			人（年）	675	720	765	
		機能強化事業（他市町村分）	箇所	2	2	2	
			人（年）	17	17	17	
	発達障がい者支援センター運営事業	箇所	1	1	1		
	その他地域生活支援事業	日中一時支援事業		日分(年)	20,608	23,369	26,500
		生活サポート事業		延時間(年)	240	240	240
		訪問入浴サービス事業		人（年）	56	60	64
		更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業		件(年)	2,318	2,758	3,282
		福祉ホーム事業	箇所	2	2	2	
人（年）			20	20	20		
障がい者ITサポートセンター		箇所	1	1	1		
等手養成研修 手話奉仕員 養成研修	手話奉仕員養成研修	登録者数（人）	151	156	161		
	要約筆記奉仕員養成研修	登録者数（人）	140	150	160		

※地域生活支援事業は年間の見込み量

(5) サービス見込量確保のための方策

- 地域自立支援協議会などを通じて、指定障害福祉サービス、指定相談支援および地域生活支援事業を行う意向を有する事業者の把握に努めます。
- 事業者等に広く情報提供を行うなどの方法により、障がいの種別なく事業者の参入を引き続き促進します。
- 国や県の補助事業などを積極的に活用して、サービス提供基盤の整備に努めます。

8 計画の達成状況の点検および評価

各年度における障がい福祉計画のサービス見込み量等の達成状況については、新潟市障がい者地域自立支援協議会および新潟市障がい者施策審議会（仮称）において、点検・評価を行い、計画の具体化に向けた調整や協議を行います。

資料編

1 計画策定関係資料

(1) 計画策定経過

計画の策定経過については、「第2次新潟市障がい者計画素案」の「資料編1(1)」を参照してください。

(2) 新潟市障がい者施策推進協議会条例

新潟市障がい者施策推進協議会条例については、「第2次新潟市障がい者計画素案」の「資料編1(2)」を参照してください。

(3) 新潟市障がい者施策推進協議会委員名簿

新潟市障がい者施策推進協議会委員名簿については「第2次新潟市障がい者計画素案」の「資料編1(3)」を参照してください。

2 障害者自立支援法（抜粋）

第五章 障害福祉計画

（基本指針）

第八十七条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
- 二 次条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
- 三 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

3 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込みを定めるものとする。

3 市町村障害福祉計画においては、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれた

ものでなければならない。

- 6 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 7 市町村は、第八十九条の二第一項に規定する自立支援協議会（以下この項及び次条第六項において「自立支援協議会という」）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更使用とする場合はあらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 8 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
- 9 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 10 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（都道府県障害福祉計画）

第八十九条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の絵kんかつな実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 二 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
- 3 都道府県障害福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第一号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第一号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 三 指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 四 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

- 4 都道府県障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画，社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 都道府県障害福祉計画は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画と相まって、精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。)に入院している精神障害者の退院の促進に資するものでなければならない。
- 6 都道府県は、自立支援協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 7 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。
- 8 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(自立支援協議会の設置)

第八十九条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制を整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉，医療，教育，雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される自立支援協議会を置くことができる。

- 2 前項の自立支援協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

(都道府県知事の助言等)

第九十条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村障害福祉計画の作成上の技術的事項について必要な助言をすることができる。

- 2 厚生労働大臣は、都道府県に対し、都道府県障害福祉計画の作成の手法その他都道府県障害福祉計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。

(国の援助)

第九十一条 国は、市町村又は都道府県が、市町村障害福祉計画又は都道府県障害福祉計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

※障害者自立支援法の内容は、平成24年4月現在です。